

府中市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの 地域活性化包括連携協定

府中市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、地域の一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な連携と協働による取組等を実施することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地産地消の推進と市内商品の販売促進に関する事。
- (2) 健康増進及び食育に関する事。
- (3) 高齢者支援と高齢者雇用に関する事。
- (4) 障害者の支援に関する事。
- (5) 子ども及び青少年の育成に関する事。
- (6) 災害対策及び防災に関する事。
- (7) 地域や暮らしの安心・安全に関する事。
- (8) 環境対策に関する事。
- (9) 商業及び観光の振興に関する事。
- (10) その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上等に関する事。

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、取組ごとに別に定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施に際して知り得た情報を相手方の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たとき、又は本協定に定めのない事項について調整の必要が生じたときは、その都度協議を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙から特段の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

以上のとおり本協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名又は記名・捺印をして、各自その1通を保有するものとする。

平成29年1月25日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市長

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役
